

○佐賀県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

平成19年12月 7 日

本部訓令第14号

改正 平成29年 3 月17日警察本部訓令第 6 号
平成29年 3 月31日警察本部訓令第 8 号
平成30年10月 1 日警察本部訓令第11号
平成31年 3 月14日警察本部訓令第10号
令和 3 年 3 月26日警察本部訓令第 7 号
令和 4 年 3 月 7 日警察本部訓令第 4 号
令和 4 年 3 月11日警察本部訓令第 6 号
令和 5 年 2 月24日警察本部訓令第 5 号
令和 5 年 6 月20日警察本部訓令第14号
令和 5 年 8 月18日警察本部訓令第18号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番、警察官駐在所、幹部派出所及び警備派出所
- (2) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの

(年度区分)

第 3 条 遺失物等の取扱いに関する事務は、すべて会計年度によるものとする。

(物件の提出を受理する窓口)

第 4 条 法第 4 条第 1 項又は法第13条第 1 項の規定による提出（以下単に「提出」という。）は、警察署又は交番等において受理するものとする。この場合において、拾得場所が提出された警察署又は交番等の管轄区域外であっても、当該警察署又は交番等において受理するものとする。

(交番等において物件の提出を受理したときの措置)

第 5 条 交番等において提出を受理した場合において、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは、警察署に対し、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」とい

う。)に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

- 2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、別記様式第1号の現金収納袋に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の警察署又は交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。
- 4 第1項の規定による報告及び照会は、警察署の会計課長の勤務時間中にあつては当該会計課長に、それ以外の時間にあつては警察署当番責任者に対して行うものとする。
- 5 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
- 6 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 交番、幹部派出所及び警備派出所 勤務員の交替時に送付すること。
 - (2) 警察官駐在所 5日以内に送付すること。
 - (3) 別表の左欄に掲げる施設 別表の中欄に定める方法により送付すること。
- 7 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等から適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を、拾得物件控書とともに、警察署に送付するものとする。ただし、遠隔地に所在する交番等にあつては、5日以内に送付するものとする。

（令5本部訓令14・一部改正）

（施設において拾得された物件の取扱い）

第6条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定により提出を受けたときは、当該提出物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

3 第1項の規定による施設占有者の同意は、事前に別記様式第2号の同意書を徴し行うこととする。ただし、事前に同意を得ていないときは、その都度、同意書又は口頭により同意を得るものとする。この場合において、口頭により同意を得たときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

4 警察署長は、第1項の同意が得られなかったときは、拾得者に対し、施設占有者へ当該物件を差し出すよう教示するものとする。

(受理番号等を記載した書面等の作成)

第7条 規則第4条第1項の規定による受理番号等を記載した書面又は電磁的記録の作成は、警察署において交番等から第5条第1項の規定による報告及び照会を受けたとき又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。

2 規則第4条第1項の規定により作成する書面は、別記様式第2号の2の拾得物件一覧簿とする。

3 規則第4条第2項の規定による受理番号等を記載した書面又は電磁的記録の作成は、警察署において法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。

4 規則第4条第2項の規定により作成する書面は、別記様式第2号の3の特例施設占有者保管物件一覧簿とする。

(平29警察本部訓令8・令5警察本部訓令5・一部改正)

(遺失届を受理する窓口)

第8条 規則第5条第1項に規定する遺失届（以下単に「遺失届」という。）の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。この場合において、遺失場所が届出がなされた警察署又は交番等の管轄区域外であっても、当該警察署又は交番等において受理するものとする。

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第9条 交番等において遺失届を受理したときは、警察署に対し、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。

4 第5条第6項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第10条 警察署長は、爆発物、銃砲、クロスボウ、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるも

のに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、警察本部通信指令課に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

(平29警察本部訓令 8 ・ 令 4 本部訓令 6 ・ 一部改正)

(遺失届の有無の確認等)

第11条 交番等において第 5 条第 1 項の規定による報告及び照会をするときは、併せて、当該提出物件について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。

2 規則第 6 条第 1 項の規定による確認は、警察署において前項の規定による照会を受け、又は受理番号等を記載した書面又は電磁的記録を作成するときに行うものとする。

3 警察署長は、規則第 6 条第 1 項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(平29警察本部訓令 8 ・ 令 5 警察本部訓令 5 ・ 一部改正)

(遺失物管理システムによる遺失届の有無の調査等)

第12条 警察署長は、提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、佐賀県警察遺失物管理システム（以下単に「システム」という。）に必要な事項を登録するものとする。

2 法第 8 条第 1 項（法第13条第 2 項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第 6 条第 2 項の規定による照会、規則第10条第 1 項の規定による報告及び同条第 2 項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 警察署長は、規則第 6 条第 2 項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届の写しの送付を求めるものとする。

4 警察署長は、前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(平29警察本部訓令 8 ・ 一部改正)

(拾得物件等の有無の確認)

第13条 交番等において第 9 条第 1 項の規定による報告及び照会をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。

2 規則第 7 条第 1 項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受

け、又は警察署において受理をした遺失届の内容を第14条第1項の規定によるシステムに登録するときに行うものとする。

- 3 警察署長は、規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(平29警察本部訓令8・令5警察本部訓令5・一部改正)

(遺失物管理システムによる提出物件の有無の調査等)

第14条 警察署長は、遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による照会、規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 警察署長は、規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出があったことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しを送付するものとする。
- 4 警察署長は、法第17条の規定による届出が他の警察署長になされていたことが判明したときは、法第17条の規定に係る特例施設占有者に当該遺失届に係る事項について通報するものとする。
- 5 警察署長は、前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、当該遺失届出書の写しの内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
- 6 第12条及びこの条に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(平29警察本部訓令8・一部改正)

(提出物件の保管)

第15条 警察署長は、提出物件を保管する場合は、当該提出物件の内容を別記様式第3号の拾得金及び拾得物品出納簿に記載するものとする。この場合において、警察署長は、当該提出物件に別記様式第4号の拾得物件整理票を貼付するとともに、当該提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置をとるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券、規則第11条各号に掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備

え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。

3 交番等において提出を受けた後、第5条第5項の規定による送付を行うまでの間に提出物件を保管する場合は、当該提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫に保管するものとする。ただし、提出物件が、自転車等その形状により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管する等その他の確実な方法で保管することができる。

4 提出物件が、逸走した家畜、危険物その他警察署に保管することが適当でないものであると認められるときは、当該物件の価格の範囲内において、当該物件を適切に保管することができる者に保管を委託することができる。

(平30警察本部訓令11・一部改正)

(現金又は売却による代金の預託及び小切手による振出)

第16条 規則第17条の規定による現金又は売却による代金の預託は、佐賀県指定金融機関に当座預金として預託しなければならない。ただし、記念硬貨等預託することにより拾得者又は遺失者の権利の確保ができないものについては、預託することなく保管することができる。

2 警察署長は、拾得物件のうち現金又は売却による代金を払い出そうとするときは、小切手を振り出して行うものとする。ただし、預託前の現金がある場合は、当該現金をもって払い出すことができる。

(計算書の提出)

第17条 警察署長は、毎月末日現在の預託金の現在高を確認し、振出小切手の支払未済額の状況を明らかにするとともに、別記様式第5号の拾得金出納計算書を作成し、金融機関が発行する当座預金残高が確認できる書類を添え、翌月10日までに本部長に提出しなければならない。

(提出物件の処分)

第18条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、法第9条第1項の規定により提出物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、明らかに売却することができない物であると認められるときは、警察署長の指揮を受け、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 規則第14条の規定による通知は、口頭又は別記様式第6号の拾得物件処分通知書により行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第19条 規則第18条第1項の規定による通知は、口頭又は別記様式第7号の遺失物確認通

知書により行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

2 規則第18条第2項の規定による通知は、口頭又は別記様式第8号の拾得物件返還通知書により行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

3 規則第18条第4項の規定による通知は、物件の所有権を取得する権利を有する者には口頭又は別記様式第9号の所有権取得通知書により、物件の所有権を取得する権利を有しない者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には口頭又は別記様式第10号の費用請求権通知書により、それぞれ行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（本部施設における取扱い）

第20条 第2条第2号の施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に勤務する職員が同表の右欄に定める警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

（拾得物件預り書の再発行）

第21条 警察署長は、拾得者から亡失又は毀損等による拾得物件預り書の再発行の申請を受けたときは、拾得物件控書に基づき、拾得物件預り書を再発行するものとする。この場合において、再発行を行った経緯を当該拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（埋蔵物の取扱い）

第22条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第101条の規定による提出は、別記様式第11号の埋蔵文化財提出書により行うものとする。

2 警察署長は、佐賀県知事（以下「知事」という。）に提出した文化財の所有者から、当該文化財の返還請求があったときは、知事に返還を求め、所有者にこれを引き渡さなければならない。

3 警察署長は、知事に提出した物件が、鑑査の結果、文化財でないと認定されて差し戻されたときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（平31警察本部訓令10・一部改正）

（国又は県に帰属した物件の取扱い）

第23条 規則第24条の規定による所有権が国に帰属した物件の引き渡しは、別記様式第12号の物品送付書を添え国の機関に引き渡すものとする。

2 法第37条第1項第1号の規定により物件の所有権が県に帰属したときは、拾得金にあつては別記様式第13号の拾得金県帰属調書を、物品にあつては別記様式第14号の拾得物

品県帰属調書を作成し、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の定めるところにより、歳入納付の手続きをとらなければならない。

- 3 県に帰属した物件の歳入納付は、四半期ごとに取りまとめて行うものとし、当該期間経過の翌月20日までに手続きを完了するものとする。

（検査）

第24条 本部長は、職員の中から検査員を指名して、定期的又は臨時に、関係簿冊及び保管物件その他拾得物の取扱いについて検査を行うものとする。

- 2 検査員は前項の検査を行ったときは、別記様式第15号の検査報告書を作成し、当座預金残高証明書を添えて本部長に報告しなければならない。

（事務引継）

第25条 警察署長が異動したときは、前任者及び後任者が拾得物に関する事務引継を行い、別記様式第16号の引継書を作成し、記名の上、後任者において保管しなければならない。この場合において、当該引継書の写しを本部長へ送付するものとする。

- 2 前項の事務引継の引継事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 拾得金の状況（当座預金残高証明書を添付する。）
- (2) 拾得物品の状況
- (3) 簿冊、帳票等の状況
- (4) その他参考事項

- 3 拾得金及び拾得物品出納簿の引継ぎは、当該拾得金及び拾得物品出納簿を異動発令の日の前日で締め、前任者及び後任者が記名の上、行うものとする。

（令4本部訓令4・一部改正）

（指導監督）

第26条 警察署長は、署員に対し、遺失物等の適正な取扱いについて指導監督を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

（佐賀県警察遺失物取扱細則の廃止）

- 2 佐賀県警察遺失物取扱細則（平成元年佐賀県警察本部訓令第9号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 法の施行の際現に法による改正前の遺失物法（明治32年法律第87号）第1条第1項又は第11条第1項の規定により警察署長に差し出されている物件及び廃止前の遺失物取扱

規則（平成元年国家公安委員会規則第4号）第8条第1項の規定により警察署長が受理している遺失物については、旧訓令の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成29年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年本部訓令第6号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和5年本部訓令第5号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年本部訓令第14号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年本部訓令第18号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

別表

(平29警察本部訓令6・一部改正)

施設	送付の期限	指揮監督警察署長
警察本部庁舎	翌日までに送付すること	佐賀南警察署長
鉄道警察隊	勤務員の交替時までに送付すること	佐賀北警察署長
運転免許センター	翌日までに送付すること	佐賀北警察署長
運転免許試験場	翌日までに送付すること	佐賀北警察署長
交通機動隊	翌日までに送付すること	佐賀北警察署長
高速道路交通警察隊	勤務員の交替時までに送付すること	佐賀北警察署長
高速道路交通警察隊鳥栖分駐隊	勤務員の交替時までに送付すること	鳥栖警察署長
高速道路交通警察隊武雄分駐隊	勤務員の交替時までに送付すること	武雄警察署長

別記様式第1号(第5条関係)

(表面)

現金 ¥		物品	
現金受取票 あなたから提出のあった拾得物を受理しました。 年 月 日 警察署 取扱者 交番・駐在所 電話番号 () - - 本件に関するお問い合わせは、警察署会計課 () をお願いします。			

切り取り線

折り返し線(山折り)

現金 収 納 袋

(裏面)

切り取り線

のりしろ

折り返し線(谷折り)

受理番号

一連番号

受理日時	年 月 日午前・午後 時 分	
受理者	警察署 氏 名	交番(駐在所)
拾得物件	現 金 ¥	物品(財布等)
拾得者の氏名 電 話 番 号	電話番号 ()	

別記様式第2号(第6条関係)

同 意 書

年 月 日

警察署長 殿

住所

氏名(代表者)

当社(支社、支店、営業所等を含む。)が占有する場所において、占有者以外の第三者が
遺失物を拾得し、直接警察へ差し出した場合は、遺失物法第4条の規定によることなく受理
されることに同意します。

別記様式第2号の2(第7条関係)

拾 得 物 件 一 覧 簿

受理番号	記 載 日	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考 1 備考欄には、その物件を遺失者に返還し、又は所有権を取得した者に交付した場合等において、その旨及びその年月日その必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第2号の3(第7条関係)

特 例 施 設 占 有 者 保 管 物 件 一 覧 簿				
受理番号		記 載 日	月	日
特例施設 占有者の 氏名又は 名 称			保管の場所	名称 所在地 電話番号その他の連絡先
番号	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		
		月 日		
		時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3号 (第15条関係)

拾得金及び拾得物品出納簿

[illegible]

別記様式第4号(第15条関係)
拾得物件整理票

年 度	年 度
受 理 番 号	第 号
拾 得 者 氏 名	
拾 得 年 月 日	年 月 日
満 期 年 月 日	年 月 日

12cm

6cm

別記様式第5号(第17条関係)

拾 得 金 出 納 計 算 書

摘 要	前月より繰越	受領高	計	債権者へ払出高	県歳入へ納付高	計	年度 年 月分			
							差引翌月へ繰越			備 考
							現金	預金	計	
拾得金	円	円	円	円	円	円	円	円		
					拾得物品売却代()	円	小切手支払未済額			円枚
							内 訳			
							小切手振出月日		小切手番号	金額

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 提 出

佐 賀 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

別記様式第6号(第18条関係)

拾 得 物 件 処 分 通 知 書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

は、遺失物法第10条の規定により処分しますので、通知します。

なお、処分後は、この物件を引き取ることができなくなりますので、御注意ください。

(連絡先)

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

別記様式第7号(第19条関係)

遺失物確認通知書

年 月 日

様

警察署長

あなたの物と思われる物件

が拾得され、現在()において保管していますので、確認に来てください。

年 月 日までに遺失者が判明しない場合は、遺失者はこの物件の所有権を失うこととなります。

この物件があなたの物であると確認ができ、あなたがその返還を受ける場合は、遺失物法の規定により、あなたには、この物件の交付、提出又は保管に費用を要した者がいるときは、当該費用を償還する義務があり、また、拾得者に物件の価格の5%から20%(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設の占有者にそれぞれこの2分の1)に相当する額の報労金を支払う義務がありますので、これらを履行してください。これらの義務を履行するために拾得者等の氏名及び住所等の告知を求める場合は、御連絡をください(ただし、遺失物法の規定により、拾得者等の同意がなければ、その氏名及び住所等を遺失者に教えることはできないこととなっていますので、あらかじめ御承知ください。)。

ご不明な点はお問い合わせ下さい。

(返還手続を行う場所)

(連絡先)

備考 「現在()において」の括弧内には、物件を保管している場所を記載すること。

別記様式第8号(第19条関係)

拾 得 物 件 返 還 通 知 書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

の遺失者が判明しましたので、これを遺失者に返還します。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%(施設内で拾得をした物件については、その2分の1)に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんので御注意ください。

また、遺失物法の規定により、あなたの氏名及び住所を遺失者に教えることについてあなたの同意がなければ、あなたの氏名及び住所を遺失者に教えることはできず、遺失者の氏名及び住所もあなたに教えることはできませんので、あなたの氏名及び住所を遺失者に教えてよいか御連絡をください(既に拾得物件を提出した際に同意をされている場合を除きます。)。

(連絡先)

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

別記様式第9号(第19条関係)

所 有 権 取 得 通 知 書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

の遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しましたので、下記の
場所まで引き取りに来てください(年 月 日までに引き取らないとき
は、この物件の所有権を失いますので御注意ください。)。

なお、あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある
場合には、遺失物法の規定により、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、お問い合わせください。

(引渡し手続を行う場所)

(連絡先)

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

別記様式第10号(第19条関係)

費 用 請 求 権 通 知 書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

は、遺失者に返還できませんでした。あなたには、遺失物法の規定により、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を引き取る者(あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者)にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、お問い合わせください。

(連絡先)

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

別記様式第11号(第22条関係)

佐賀県知事 様	年 月 日	右物件は埋蔵文化財と認められるので、文化財保護法第一〇一条の規定に基づき提出する。ただし、学術的な整理研究上必要があるので、現品はこの提出書にかえて提出する。						埋蔵文化財提出書
			物件の名称(種別)及び数量					
			発見者の住所、氏名	発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名	発見の年月日	発見の場所	発見の原因	
佐賀県警察署長								

別記様式第12号(第23条関係)

物 品 送 付 書

年 月 日

殿

警察署長

下記物件を送付します。

品名	数量	拾得日時	拾得場所	拾得者の住所、氏名

別記様式第13号(第23条関係)

拾得金鼎帰属調書

年 自 月 分
至 月

[illegible]

別記様式第14号 (第23条関係)

拾得物品帰属調書

年 自 月 分
至 月

[illegible]

別記様式第15号(第24条関係)

検 査 報 告 書		
年度		自 年 月 日 至 年 月 日
受 入 高		¥
内 訳	越 高	¥
	本期受入高	¥
払 出 高		¥
内 訳	支 払 高	¥
	歳入納付高	¥
差 引 現 在 高		¥
内 訳	預 金 高	¥
	現 金	¥

佐賀県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令第24条の規定による 警察

署の検査結果は、上記のとおり相違ないものと認めたので報告します。

年 月 日

検査員
所属
(階級・氏名)

佐賀県警察本部長 殿

別記様式第16号(第25条関係)

引 継 書		
警 察 署		
件 名	数量(金額)	摘 要
拾得金の状況		
拾 得 金	円	A+B-C
		A(銀行 支店残高証明額 円)
		B(手持保管金 円)
		C(小切手支払未済金 件 円)
拾得物の状況		
拾 得 物 品	点	別記出納簿のとおり
帳票等の状況		
拾 得 金 及 び 拾得物品出納簿	冊	
拾 得 物 件 控 書	冊	
遺 失 届 出 書	冊	
年 月 日付署長交替により、上記のとおり引継ぎを完了しました。		
年 月 日		
前任者	警察署長	
後任者	警察署長	

別記様式第1号（第5条関係）

（平30警察本部訓令11・全改）

別記様式第2号（第6条関係）

（令3警察本部訓令7・全改）

別記様式第2号の2（第7条関係）

（令5警察本部訓令5・追加）

別記様式第2号の3（第7条関係）

（令5警察本部訓令5・追加）

別記様式第3号（第15条関係）

別記様式第4号（第15条関係）

別記様式第5号（第17条関係）

（令4本部訓令4・一部改正）

別記様式第6号（第18条関係）

別記様式第7号（第19条関係）

別記様式第8号（第19条関係）

別記様式第9号（第19条関係）

別記様式第10号（第19条関係）

別記様式第11号（第22条関係）

（平31警察本部訓令10・全改）

別記様式第12号（第23条関係）

（令4本部訓令4・一部改正）

別記様式第13号（第23条関係）

別記様式第14号（第23条関係）

別記様式第15号（第24条関係）

（令4本部訓令4・一部改正）

別記様式第16号（第25条関係）

（令4本部訓令4・一部改正）